

連盟費に関する規定

第1条 この規定は規約第26条により、地方連盟の連盟費についての細目を定めるものである。

第2条 その年度の地方連盟ごとの連盟費は、年度始めの総会または評議会において、次の算式で金額を定める。

$$\text{連盟費} = (\text{加盟団体数}) \times 3,600 \text{円} + 130 \text{円} \times 12 \text{ヶ月} \times (\text{1,000人までの会員数}) + 120 \text{円} \times 12 \text{ヶ月} \times (\text{1,001人を超える会員数})$$

第3条 連盟費算出の基準となる加盟団体数および会員数は、前年度10月末日現在の地方連盟の報告数とする。

第4条 連盟費の納入は、原則として前納制とする。納期は年額を4等分し、2月、4月、7月、10月の各末日とする。

第5条 特別の理由がなく連盟費の納入を滞納した地方連盟は、この連盟の活動に参加する権利を留保されることがある。

第6条 この規定の改廃は、総会で出席者の過半数の賛成を必要とする。

付 則

連盟費は、原則として年度途中における加盟団体数および会員数の増減によって変更しない。

1. 特別な事情によりこの規定によりがたい場合は理事会と協議する。
2. この規定は、1998年2月15日より実施する。